東日本大震災による林業災害に対応する資金（事業者用）

	資金名	貸付対象者	資金使途	償還期間	貸付限度額	実質金利	融資機関	債務保証	備考
施設・設備復旧資金	林業基盤整備資金	林業者 ※東日本大震災被災者で借入申込までの3か年の年間売上高の平均が、震災前の3か年の年間売上高の平均に満たない者	被害造林地，樹苗養成施設，林道の復旧	最長58年 据置38年	借受者の負担額の80%	無利子 最長15年 最大2%の利子助成	日本政策金融公庫	実質 無担保無保証人	詳細は 日本政策金融公庫 仙台支店 022(221)2335
施設・設備復旧資金	農林漁業施設資金	林業者又は林業を合わせ営む木材産業者 ※東日本大震災被災者で借入申込までの3か年の年間売上高の平均が、震災前の3か年の年間売上高の平均に満たない者	林業機械，林産加工施設等の復旧	18年 据置6年	負担額の80% 又は1施設当たり600万円				
施設・設備復旧資金	林業・木材産業改善資金	林業者，木材産業者 ※東日本大震災被災者	経営を改善するための資金。主に設備資金。（※改善資金の使途に合致する場合，県・市町村単独補助金の補助残融資可。国補助金補助残融資不可。つなぎ融資はいずれも可）	13年 据置6年	林業 個人　1,500万円 会社　3,000万円 団体　5,000万円 木材産業　1億円	無利子	県 金融機関	(県)貸付額相当の担保・連帯保証人 (金融機関)農林漁業信用基金の債務保証	
運転資金	農林漁業セーフティネット資金（災害）	林業経営改善計画認定者 林業者 （林業所得が総所得の過半を占める者，又は個人事業者で林業粗収益が200万円以上の者，又は法人で林業粗収益が1,000万円以上の者） ※東日本大震災被災者で借入申込までの3か年の年間売上高の平均が、震災前の3か年の年間売上高の平均に満たない者	長期運転資金 経営再建に必要な資金	13年 据置6年	1,200万円 （特認：年間経営費の12/12に相当する額又は粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額）	無利子 最長15年 最大2%の利子助成	日本政策金融公庫	実質 無担保無保証人	詳細は 日本政策金融公庫 仙台支店 022(221)2335

資金活用イメージ

経営再建

↑

施設・設備復旧：
林業基盤整備資金，農林漁業施設資金（日本政策金融公庫）
林業・木材産業改善資金

経営維持

長期運転資金：農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）